

株式会社日本政策金融公庫法等に係る議論

【総論・統合効果】

〔有識者会議における指摘〕

新政策金融機関の本部の在り方や資金調達の在り方についても、統合効果が発揮できるように、十分検討してほしい。

〔国会審議における議論〕

(1) 統合のメリット、統合効果は何か。

管理部門等の一元化や同一地域に複数の支店が存在する場合の統合等による役職員数の縮減、経費の縮減、一元的・効率的な資金調達による資金調達コストの低減業務に関するノウハウの共有等のシナジー効果を発揮し、新規創業支援や事業再生支援等への連携した取組や経営コンサル、ビジネスマッチング等のサービスの提供。
支店統合により、主要支店におけるワンストップサービスの実現。

(2) 支店統合等、新公庫の具体的合理化計画はどうなるのか。

新公庫の経営効率化のため、管理部門等の共通する業務の一元化、支店統廃合、役職員の縮減等により経費の節減を図る。支店の統合は、同一地域に複数の支店が存在する60地域については統合を図る方針。

【業務】

〔有識者会議における指摘〕

(1) 新政策金融機関の証券化等の民業補完業務は、民間金融機関のために行うのではなく、あくまで政府の政策を遂行するための手法として有効であるという視点から使われるべき。また、民間の金融機関のモラルハザード防止に十分留意すべき。

(2) 外国機関に対する保証などの民業補完業務においては、

きちんとガバナンスが効くように、リスクマネジメントをしっかりとすることが重要。

- (3) 部分保証や証券化等の活用は、これまで政策金融機関の行ってきた貸付の振り替えとして、民間金融機関のリスクテイクや価格評価を行う機能を高める形としていくことなど、できるだけ公の役割を限定するという考え方が大事。

〔国会審議における議論〕

- (1) 新公庫の新たな貸付残高に関する数値目標の設定については、中小企業への影響や民間金融の対応状況等にも配慮して、十分慎重に対応すべきではないか。

政策金融の分野においてGDP比半減目標を達成した後、新公庫について数値目標を設定することについては、中小零細企業等の資金需要への的確な対応がなされているかどうか、民間金融機関の動向や経済状況も考慮する必要。部分保証、証券化等の新たな民業補完手法の活用状況等も踏まえてよく検討する。

行革担当大臣のミッションは、新公庫の貸付が、民業補完に徹する観点から適切な規模となっているかどうかを不断にチェックすること。そのため新たな数値目標の検討については、まず行政減量・効率化有識者会議のワーキング・チームにおいてよく検討して頂き、その意見を聞いた上で、主務大臣とも連携して政府として判断していく。国会での審議を十分踏まえ、関係者の意見も聞きながら適切に検討する。

- (2) 統合後も中小零細企業向けの政策金融はきちんと堅持されるのか。中小公庫の一般貸付の廃止によって中小企業に対する悪影響はないのか。

行革推進法及び新公庫法において、新公庫は、中小公庫や国民公庫が担ってきた機能をしっかりと承継することとなっている。新公庫を活用しながら、中小企業者の資金繰りに支障をきたすこと

のないように万全を期す。

- (3) 生活衛生関係業者への貸付は、今後とも、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行っていくべきであるが、政府としてどのように考えているのか。

新公庫を創設するに当たり、生活衛生関係業者の方々に対する貸付は、しっかりと政策金融として承継する。

新公庫法案においては、生活衛生関係業者に対する政策金融の重要性に鑑み、「国民一般」に生活衛生関係業者が含まれることを法律上明示する等最大限の位置づけ。

政府としても、新公庫の設立により、生活衛生関係業者の方々が増資や利便性について不安を持たれることのないよう、新公庫の運営に当たって十分配慮する方針。

- (4) 国民公庫の教育貸付の対象見直しにより、低所得者の教育資金借入れに支障が生ずるのではないか。

教育貸付の所得制限の見直しの検討に当たっては、見直しによって民間金融機関からも新公庫からも借りられない層が出ないように検討していく。

【危機対応】

〔有識者会議における指摘〕

- (1) 新政策金融機関の危機対応業務は、政府が意思決定の主体となって対応すべき。
- (2) 危機対応の発動においては、柔軟に対応できるスキームにする一方で、事後的な検証をきちんとできるような仕組みが必要ではないか。
- (3) 危機対応業務について、指定金融機関である民間金融機関のリスクを 100% とるのではなく、民間金融機関にもリスクを負わせるべき。

〔国会審議における議論〕

- (1) 指定金融機関を活用した危機対応制度について、危機の範囲を狭めることなく、柔軟かつ迅速な発動が行われるのか。

主務大臣においては、商工中金や政投銀等の政策金融機関が果たしてきた危機対応機能対応を念頭に置きつつ、法令に則り適切に制度を運用していく。

- (2) 民間金融機関はどのように指定されるのか。危機対応制度が機能するよう、できるだけ多くの民間金融機関が指定されるのか。

指定は民間金融機関の自主的な申請に基づき行われるものであるが、申請が適切に行われるよう、政府として民間金融機関に対して危機対応制度の周知徹底を図っていく。また、完全民営化される商工中金と政投銀については平成20年10月1日の段階で指定金融機関としての指定を受けたものとみなし、危機対応に活用する。

【運営、財務・会計等】

〔有識者会議における指摘〕

- (1) 勘定区分は、主要政策毎の透明性を確保するために大事であるので、きっちりと行ってほしい。既存の勘定が全て必要かについては吟味することが必要。

- (2) 資金管理のための勘定区分は必要だが、統合による効率化効果も図っていくことが重要。

- (3) 新政策金融機関においては、目利きの人をしっかりと活用できるように十分配慮してほしい。

- (4) 新政策金融機関については、特に国際金融業務について、統合後も人材育成や独立性が確保されるよう、適切に対応すべきである。

- (5) 日本政策金融公庫において、統合に伴い、専門性を有するよい人材が育たないということがないように配慮していくべきではないか。
- (6) 民業補完の観点から、業務の肥大化の歯止めが重要で、フォローしていく必要があるのではないか。
- (7) 業務を厳格に見直し、民業でできることは民業に移していくべきである。

〔国会審議における議論〕

- (1) 新公庫への財政負担の基本的考え方如何。行革推進法 4 条で補填を行わないとされている「経営責任に帰すべき損失」とはどのような場合を想定しているのか。

新公庫の円滑な運営のため、真に必要な予算措置については、毎年度、国会の議決を経て行うこととなる。

行革推進法 4 条の「経営責任に帰すべき損失が政策金融の適正な実施に伴うものではなく、経営陣の業務運営上の理由等によるものを想定。具体的には、経営者による法令や融資等の基準に違反した運営が行われていた、経営者の裁量に委ねられている事項について重大な判断の誤りがあった、等、経営責任に帰すべきことが明白な場合に当たるかどうかという観点から個別の事例ごとに客観的かつ慎重に判断していくことになる。

- (2) 勘定区分を行った理由は何か。

新公庫は、零細事業者への貸付から国際金融まで多様な業務を担っている。このため、政策目的ごとに拠出された出資金等の財政資金をきちんと分別管理し、各政策の適切な実施と透明性の確保を図るため、主要施策ごとに勘定区分を行い、各政策分野に責任をもつ主務大臣がきちんと業務実施を監

督していくこととした。

- (3) 新公庫の主務大臣が複数になることや、新公庫の部門や勘定が政策毎に残ることにより、縦割りが維持される懸念はないか。

新公庫の運営に当たっては、強力なガバナンスの下で一体的・効率的な組織運営が図られ、統合のシナジー効果を発揮する必要。新公庫の取締役会による意思決定、業務執行監視等ガバナンス確保のための会社法の仕組みを活用し、一体的な運営に努める。主務大臣も緊密に連携し、一体的・効率的組織運営が図られるよう指導監督。行革担当大臣も、運営が縦割りとならないよう監視。行政減量・効率化有識者会議の下にワーキングチームを作り、業務統合のプロセス等についても評価検証を行って頂く。

- (4) 新公庫の役員数及び天下りについての考え方如何。

新公庫の役員数については、設立委員が必要最小限の役員数を検討した上で主務大臣が判断し、定款に定める（行革担当大臣もチェック）。経営責任者については、行革推進法及び新公庫法に、新公庫の担う金融業務に照らし、必要な識見・能力を有する者から選任し、特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないような仕組みを規定。

新公庫の役員の選任における主務大臣の認可に当たっては、適切な人選であることにつき、政府の確立したルールに基づき、内閣としてきちんとチェックする。具体的には、役員全員について官房長官の同意、代表権の付与について官房長官の同意、代表取締役会長及び社長について閣議口頭了解といった手続きが必要。

- (5) 新公庫の業績評価、人事管理等をどのように行うのか。

新公庫の業績評価、人事管理の在り方は一義的には新公庫自身が決めるが、新公庫の経営理念等に即して的確に業務を遂行しているかどうかの観点から適切な評価が行われることが必要。

人事管理については、行革推進法において国内と国際の部門ご

とに専門能力を有する職員の配置及び育成を可能とするとされていることを踏まえ、新公庫の業務の専門性等を勘案し、採用、研修、配属、人材交流等に関する具体的な仕組みを作る。

給与については、業務の内容、専門性、あるいは各機関における現行の給与体系等を総合的に勘案し、対外的にきちんと説明できるものとする必要がある。

新公庫の管理・運営に当たっては、強固なガバナンスの下で、一体的かつ効率的な運営が図られ、新公庫の役職員が一体感と高い士気を持ち、その能力を十分に発揮できるような環境を整備することが重要。

(6) 新公庫の業務の見直しについてはどのように進めていくのか。

新公庫法においては、必要があると認めるときは業務の廃止その他の所要の措置を講ずる旨規定しており、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行っていく。

見直しに当たっては、行政減量・効率化有識者会議の下に、ワーキングチームを設置していただき業務の肥大化、民業圧迫になっていないか等々について議論を進めて頂く。